

11月6日(金)

保護者の皆様へ

ホームページ「[保護者へのお知らせ](#)」内をご覧ください。

- (1) 「学校だより」を「[令和2年度学校だより](#)」に掲載

### 【写真・作品等掲載承諾書回答のお礼とお願い】

「園児・児童・生徒の写真及び作品に関する掲載承諾について」へのご回答をいただき大変ありがとうございます。

もし、まだご回答がお済でない保護者様におかれましては、本日**11月6日(金)**が回答期限となっておりますので、10月31日(土)に、各担任より送付しました[グーグルフォーム](#)にご意思をご入力いただき返信いただけますようお願い申し上げます。